



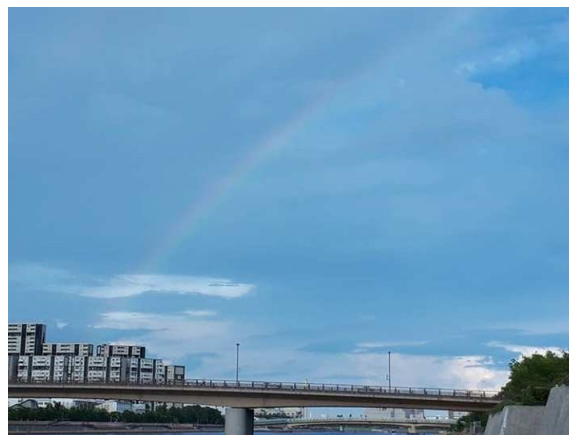
# 事務所だより 9月号

西田成希税理士事務所

秋涼の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

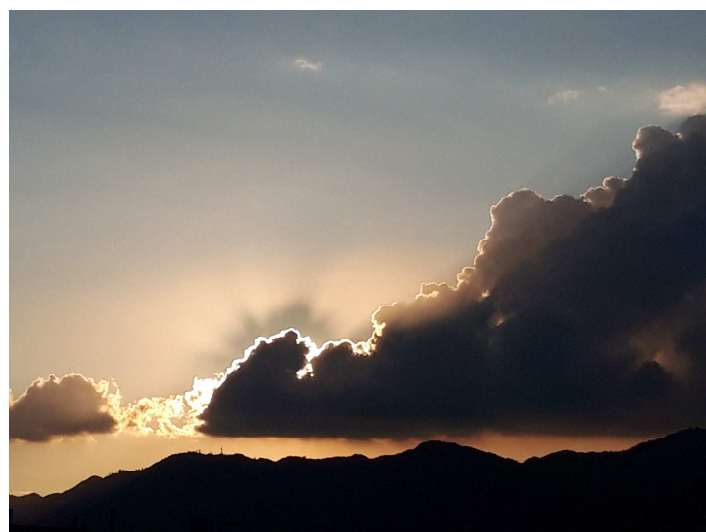
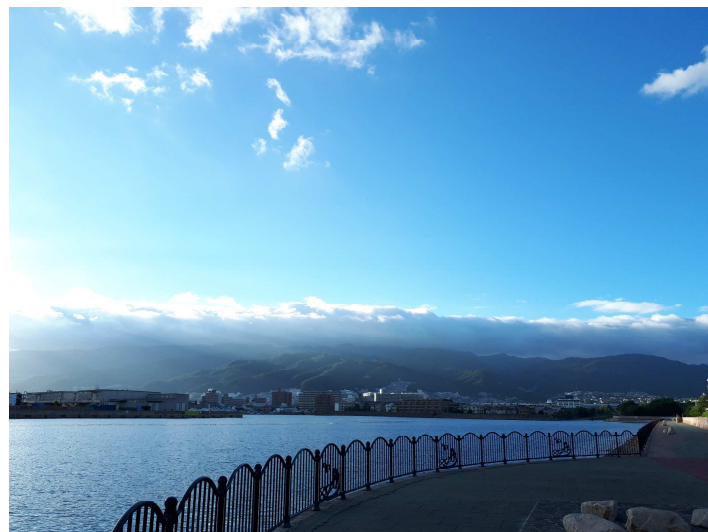
8月はどのように過ごされましたか？

この夏、私は、研修会に参加してきました。7月19日から7月22日、そして8月23日から26日の合計8日間、なんと朝9時から夜9時までです(T\_T)。4月に「とにかくスゴいから」と友人に誘われていましたが、参加費は高いし、忙しいし、今の生活にそれほど不満もないし…。あまり熱心ではなかったんです。でも「これも縁かなあ」と思って、思い切って参加しました(マジで清水の舞台から飛び降りました(>\_<))。そしたら、とにかくスゴかった、今までの自分が洗い流された、って感じです。「どうスゴいか」、ちょっと説明できないです。体験してみないと分からないです(^;)。とは言ってますが、研修中はともしんどかったです(一番しんどかったのは禁酒? (^))。心から自分と向き合って、自分にいろいろ突き付けられて…。この研修(というより修行…)、12月まで続きます。これからどんな体験をするのか、どう自分が変わっていくのか、不安と楽しみがごちゃ混ぜです(^;)。



さて、内面だけではなく「肉体改造も！」と思い、止めておけばいいのにランニングをしました。『止めておけば…』というのは、もともと膝と腰が痛くて走るのだけは「ムリっ」と避けていたんですよ(^;)。ゆっくり走れば大丈夫だと思ったのですが、やはり走るのは膝に負担がかかりました。10日走ったところで、普通に歩いても膝が痛くなったので、さすがに中止しました。朝か夕方のあるときに走ったのですが、天気が良くて、最高の景色と出会えました。その点は、とても気持ち良かったです(^)/。膝の痛みが引いたらボチボチ再開しようと思います(^)。

では、事務所だより9月号をお送りします。まだまだ暑いです。熱中症対策怠りなく。



## ☆ お知らせ (2018年9月の税務)

期 限	項 目
9月10日	8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
10月1日	7月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	1月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>

## ☆ 2019年10月に消費税率10%へ

政府の「経済財政運営と改革の基本方針2018(2018年版骨太の方針)」の原案によりますと、「少子化対策や社会保障に対する安定財源を確保するとともに、現役世代の不安等に対応し、個人消費の拡大を通じて経済活性化につなげるためには、2019年10月1日に予定されている消費税率の8%から10%への引上げを実現する必要がある」と明記されております。

消費税率10%への引上げにあたっては、教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等の拡充や低所得者への配慮とともに、消費税率の引上げに伴う駆け込み需要・反動減といった経済変動を可能な限り抑制することが経済全体にとって有益であることから、

- ① 消費税率引上げ分の使い道の見直し
- ② 軽減税率制度の実施
- ③ 駆け込み・反動減の平準化策
- ④ 耐久消費財対策などの取組みを進める

としております。

上記①は、消費税率の2%の引上げによる5兆円強の税収のうち、従来5分の1を社会保障の充実に使い、残り5分の4を財政再建に使うとしていましたが、教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と財政再建とにそれぞれ概ね半分ずつ充当すると変更になっています。

このうち、幼児教育の無償化、介護人材の処遇改善については、消費税率引上げ日の 2019 年 10 月 1 日にあわせて実施し、消費税率引上げによる経済的な悪影響を緩和するとしております。

また、上記②の通り、2019 年 10 月 1 日の消費税率 10% への引上げにあたって、軽減税率制度を実施するとしており、制度の円滑な実施に向けた準備を進めるとのことです。

上記③は、税率引上げの前後において、需要に応じて事業者のそれぞれの判断によって価格の設定が自由に行われることで、駆け込み需要・反動減が抑制されるよう、その方策について具体的に検討するとしてしました。

一方で、下請等の中小企業・小規模事業者に対する消費税の転嫁拒否等が行われないう、転嫁拒否等に対する監視、取締りや事業者等に対する指導、周知徹底等に努め、万全の転嫁対策を講じるとしてしました。

上記④では、2019 年 10 月 1 日の消費税率引上げに際し、税率引上げ後の自動車や住宅などの購入支援について、需要変動を平準化するため、税制・予算による十分な対策を具体的に検討するとしております。

今後の動向に注目するとともに、皆様の準備も必要です。

#### ☆ 義援金と支援金

##### ◆ 災害への寄附を募る動き

今年は地震・大雨と災害が続いています。被害に遭われた方に心よりお見舞い申し上げます。災害が発生した際、盛んに各団体が寄附を募りますが、その中には「義援金」と「支援金」があるのをご存じでしょうか？

##### ◆ 義援金は被災者に渡される

義援金は、「義援金分配委員会」がとりまとめて、配分対象被災地の自治体へ送金されます。そこから被災された方々へ直接募金を渡すものとなります。

義援金の特徴としては「自治体への寄附として扱われる」事です。個人が寄附をした場合は「ふるさと納税」の扱いとなりますので、寄附者の所得・控除によって定められている上限金額までの寄附であれば、自己負担を 2,000 円で済ます事ができます。いわば自分が将来納める税金を、被災地域の救済のための目的税として納める事ができるのです。

ただし、計算は「ふるさと納税」と同じ扱いになるため、別途ふるさと納税をしている場合は、合算した金額で上限金額を考える必要があります。

##### ◆ 支援金は支援団体への活動資金に

支援金は被災者の生活復旧や、避難生活の援助等、各団体が標榜している活動に使われる募金となります。組織が活動するにはどうしてもお金が必要ですし、被災者を助ける細やかな活動という面では、各団体への支援金募金は大きな力を発揮します。しかし支援金は「団体の活動費」になりますから、寄附した人は、適切に寄附金を使用しているかをチェックする必要があります。

個人から公益法人や認定 NPO 法人への支援金の寄附は、寄附金税額控除が適用されるケースがあり、通常の寄附金控除と税額控除の選択適用ができます。また、寄附先がお住まいの都道府県・市区町村の認定を受けている団体の場合は、住民税の税額控除が受けられます。

義援金と支援金、どちらも被災者のために、という寄附の意義は変わりません。正しい知識と税の控除の仕組みを知って、効率的に支援を行えると良いですね。

#### ☆ 給与所得控除と公的年金控除

##### ◆ 何故 10 万円の引き下げか

平成 30 年の税制改正で給与所得控除と公的年金控除の額がそれぞれに一律 10 万円引き下げられました（代わりに基礎控除が 10 万円引き上げられました）。

##### ◆ 所得税の計算方法

所得税を計算する手順は以下となります。

###### (1) 各種所得の金額を計算します

収入の種類により現在は次の 8 つに分類して所得金額を計算します。

利子・配当・給与・不動産・事業・山林・譲渡・雑収入です。内容は多々ありますが計算の原則は（収入金額）－（必要経費）＝所得金額です。

###### (2) 所得控除を差し引きます

社会保険料や医療費等、支払った経費の他、扶養控除・配偶者控除・基礎控除などの最低の生活を保障するための控除があります。

###### (3) 所得金額から所得控除を差し引いて課税所得金額を算出し、これに税率を掛けて税額を算出します。

###### (4) その後住宅取得控除や配当控除等の政策的な税額控除を引いて納税額が確定します。

##### ◆ 日本的配慮か？

給与所得控除と公的年金控除は(1)の所得金額の計算での必要経費に相当するものです。給与所得者は給与という収入を得るためにかかる経費は概ねその企業が負担しているのが現状で、ほとんどないのではないかと、更に公的年金の必要経費である掛金は既に社会保険料控除で控除されているのではないかと、給与所得控除と公的年金控除には、必要経費以上の生活保障という観点からの配慮があるのではないかと、生活保障を云々するのであれば、(2)の所得控除で行うのが筋ではないかと、というのが、多すぎるという理由です。

課税の公平という観点からすると、(1)の他の収入の所得計算から控除できる必要経費は支出したものにほぼ限られます。

現在の社会において労働の対価はほとんど給与所得です。公的年金も給与所得の延長にあります。2 つの控除の由来は労働の対価を尊重する日本独特の配慮のようです。

西田成希税理士事務所  
〒659-0053  
兵庫県芦屋市松浜町 6 番 14-2 号  
電話 090-7490-7396  
FAX 0797-78-6488